
仙台家畜保健衛生所改築設計
公募型プロポーザル 実施要項

令和 3 年 8 月

宮城県土木部営繕課

目 次

I	本プロポーザルの目的	1
II	一般事項	1
	1 名 称	
	2 主 催 者	
	3 趣 旨	
	4 選定方式	
	5 事 務 局	
III	参加申込者の資格要件等	1, 2
	1 参加申込者の資格要件	
	2 参加申込者の参加形態	
IV	評価・選定	2, 3
	1 審 査	
	2 評価・選定方式	
	3 選定結果の発表	
	4 そ の 他	
V	手 続 等	3, 4
	1 実施要項の入手	
	2 参加申込等	
	3 現地見学会	
VI	プロポーザルの日程（予定）	4
VII	設計業務委託	4, 5
	1 業務委託契約	
	2 業務内容	
	3 設計業務委託料	
	4 管理技術者等	
VIII	著作権及び提出図書の取扱い	5
	1 著作権の帰属	
	2 技術提案書の取扱い	
IX	経費の負担	5
X	失 格	5
XI	そ の 他	5, 6

- 別添1 仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル 参加申込書・技術提案書作成要領
様式関係
- 別添2 仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル 評価・選定基準
- 別添3 仙台家畜保健衛生所改築設計 計画概要書
別表・別図・別添資料

I 本プロポーザルの目的

本プロポーザルは、仙台家畜保健衛生所改築設計業務に当たり、選定方法の公平性等を確保しつつ、より優れた設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、この業務に最も適した設計業務委託候補者（以下「設計候補者」という。）を選定します。

II 一般事項

- 1 名 称 仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル
- 2 主催者 宮城県
- 3 選定方式 本プロポーザルは2段階の選定方式とします。
- 4 事務局 宮城県土木部営繕課
担当：企画調査班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL：022-211-3264
FAX：022-211-3190
E-Mail：eizenp@pref.miyagi.lg.jp
営繕課ホームページ（以下「営繕課HP」という。）：
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/eizen/>

III 参加申込者の資格要件等

1 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加を申し込む建築設計事務所（以下「参加申込者」という。）の必要な資格は、参加申込み締切日時点において次の各号に該当することです。なお、参加できる者は、単体企業とします。

- (1) 宮城県建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿（業種「建築設計」に限る。）に登録されたA等級の格付けを有する者であること。
- (2) 宮城県内に本社（店）、支社（店）又は営業所があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領に基づく入札参加指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

2 参加申込者の参加形態

- (1) 参加申込は、管理技術者及び総合、構造、電気、機械の各業務分野を分担する主任担当技術者から構成される「設計チーム」によって行うこと。
- (2) (1)に規定する「設計チーム」の構成員のうち管理技術者は、参加申込者に所

属する一級建築士とすること。

- (3) (1)に規定する「設計チーム」の構成員のうち総合、構造、電気、機械の主任担当技術者は、参加申込者に所属する技術者以外の技術者とすることができる。ただし、「設計チーム」の構成員は、同一の構成員が複数の技術者を兼ねることはできない。また、他の「設計チーム」の構成員を兼ねることはできない（※参加申込者において各構成員へ他の「設計チーム」の構成員となっていないことを確認すること）。
- (4) 同一の参加申込者からの設計チームは、1チームに限ること。

IV 評価・選定

1 審査

技術提案書の審査は、仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル判定委員会（以下「判定委員会」という。）が行います。

判定委員会は、次の判定委員5名により組織されます（敬称略）。

- 石井 敏 （東北工業大学 教授（副学長・建築学部長））
坂田 耕一 （国土交通省 東北地方整備局 営繕部 整備課長）
金須 豊洋 （宮城県 農政部 副部長（技術担当））
西 清志 （宮城県 仙台家畜保健衛生所長）
小出 昇 （宮城県 土木部 建築宅地課長）

2 評価・選定方式

- (1) 第1段階（提案書提出者の選定）

判定委員会は、仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル評価・選定基準（以下「評価・選定基準」という。）（別添2参照）に基づき参加申込書の内容を評価し、参加申込者の中から評価得点上位5位程度を技術提案書の提出予定者（以下「プロポーザル提案者」という。）として選定し、技術提案書の提出を求めます。

ただし、応募者総数が5者以下の場合、全ての応募者をプロポーザル提案者とします。

- (2) 第2段階（設計候補者の特定）

判定委員会は、プロポーザル提案者から技術提案書の内容に関するヒアリングを行った上で評価・選定基準に基づき評価し設計候補者及び次点候補者を選定します。

なお、ヒアリングの実施方法については、プロポーザル提案者に対して別途通知します。

- (3) 技術提案を求める評価テーマ

- 課題1 「仙台家畜保健衛生所の各機能を考慮した建築計画」
課題2 「家畜伝染病発生時等の機能性及び安全性を考慮した建築計画」
課題3 「周辺地域に配慮した建築計画」

3 選定結果の発表

第1段階の選定結果については令和3年10月15日(金)午後4時(予定)に、第2段階の選定結果については令和3年11月18日(木)午後4時(予定)に、それぞれ営繕課HPに掲載します。

4 その他

本プロポーザルは設計業務委託候補者を選定するものであり、技術提案書を設計案として決定するものではありません。

V 手続等

1 実施要項の入手

本プロポーザルの参加申込方法等を含む実施要項及び様式は、営繕課HPから出力してください。

2 参加申込等

(1) 参加申込

本プロポーザルの参加申込者は、参加申込書・技術提案書作成要領(別添1)に従い、参加申込書(様式-1)及び「設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書」(様式-2)を提出してください。

① 申込場所：事務局

② 申込期間：令和3年9月1日(水)から令和3年9月28日(火)まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、令和3年9月27日(月)の消印のあるものまで有効としますが、到着の有無を必ず事務局まで確認願います。

③ 申込方法：持参又は書留による郵送とします。封書には「仙台家畜保健衛生所改築設計プロポーザル 参加申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 技術提案書の作成、提出方法等

技術提案書を提出できるのは参加申込者のうち第1段階で選定されたプロポーザル提案者とし、判定委員会から技術提案書の提出要請の通知(以下「要請通知」という。)を行います。

① 提案書：1チームにつき1提案に限ります。

② 提出場所：事務局

③ 提出期間：令和3年10月15日(金)から令和3年11月5日(金)まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで
郵送の場合、令和3年11月4日(木)の消印のあるものまで有効としますが、到着の有無を必ず事務局まで確認願います。

④ 提出方法：持参又は書留による郵送とします。封書には、「仙台家畜保健衛生所改築設計プロポーザル 技術提案書在中」と朱書きしてください。

(3) 質 問

本プロポーザルの参加申込書及び技術提案書についての質問は、質問書(様式-

5) により提出してください。

- ① 提出場所：事務局
- ② 期 間：令和3年9月1日（水）から令和3年9月10日（金）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで
- ③ 提出方法：持参又は郵送とし、郵送の場合は、提出期間末日必着とします。
- ④ 回 答：令和3年9月24日（金） 午後4時（予定）
営繕課HPに掲載します。
なお、質疑事項の内容により回答できない場合があります。

3 現地見学会

新型コロナウイルス感染症の拡大により実施しません。

今後、第1段階審査後に、状況を踏まえ実施の可否を判断します。

VI プロポーザルの日程（予定）

令和3年 9月 1日（水）	：実施要項の公表（営繕課HPに掲載）
令和3年 9月 1日（水）	：参加申込書等の提出
～ 9月28日（火）	
令和3年 9月 1日（水）	：参加申込書等に関する質問書の提出
～ 9月10日（金）	
令和3年 9月24日（金）	：質問に対する回答
令和3年 9月28日（火）	：参加申込締切（郵送は前日消印有効）
令和3年10月14日（木）	：第1段階審査
令和3年10月15日（金）	：第1段階選定結果の公表 （営繕課HPに掲載） 及びプロポーザル提案者への要請通知
令和3年10月15日（金）	：技術提案書の提出
～11月 5日（金）	
令和3年11月 5日（金）	：技術提案書提出締切（郵送は前日消印有効）
令和3年11月17日（水）	：ヒアリング及び第2段階審査
令和3年11月18日（木）	：第2段階選定結果の通知・公表 （営繕課HPに掲載）
令和4年 2月 下旬	：契約締結予定

VII 設計業務委託

1 業務委託契約

設計候補者と随意契約により設計業務委託契約を締結することを基本とします。なお、設計候補者との契約ができない場合は次点候補者との契約とします。

2 業務内容

- (1) 業務委託名 仙台家畜保健衛生所改築設計業務委託
- (2) 業務概要 計画概要書のとおり
- (3) 履行期限 計画概要書のとおり

3 設計業務委託料

業務に対する設計業務委託料は、県が定める方法により算出した額を上限とします。

4 管理技術者等

本業務委託の受託者の管理技術者及び各業務分野の担当者は、設計チーム・設計事務所資格・業務実績等説明書（様式一2）に記載した設計チームの管理技術者及び各業務分野の主任担当技術者をそれぞれ選任するものとします。

VIII 著作権及び提出図書取扱

1 著作権の帰属

提出された技術提案書の著作権は、参加申込者に帰属するものとします。

なお、著作権が第三者に帰属する著作物の使用の責は、参加申込者に全て帰するものとします。

2 技術提案書の取扱い

前項の規定にかかわらず、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他県が必要と認める場合に、県は提出された技術提案書の全部又は一部を無償で使用することができるものとします。

IX 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルの参加（技術提案書の作成及び提出を含む。）に要した全ての経費は、参加申込者の負担とします。

X 失 格

次の各号に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) IIIの参加申込者の資格要件等に違反した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 「実施要項」の基本的な条件に違反した場合
- (4) 参加申込書提出後、宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領に基づく入札参加指名停止措置を受けた場合

XI その他

- (1) 県は、VIII 2 の場合を除き、提出書類を無断で使用しないものとします。
- (2) 県は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を製作

することができるものとします。

- (3) 「設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書」(様式一2)に記載された管理技術者及び各主任担当技術者は、病気、死亡等極めて特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできません。
- (4) 提出された書類は、返却しません。
- (5) 書類等の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定された単位に限ります。
- (6) 締切を過ぎてからの書類の訂正、差し替えは、認められません。
- (7) 提出された書類の内容により、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。

仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル

参加申込書・技術提案書作成要領

1 参加申込書

(1) 参加申込書 (様式—1)

イ 「参加申込者」欄について

- (イ) 参加申込者は、実施要項 Ⅲ「1 参加申込者の資格要件」を満足する建築士事務所名を記載して下さい。
- (ロ) 押印欄は、当該建築士事務所の開設者が法人の場合は当該法人の社印及び代表者印を、個人の場合は当該個人の印を押印して下さい。

(2) 設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書 (様式—2)

イ 「参加申込者」欄について

- (イ) (1) イに同じ。

ロ 【設計事務所】「一級建築士事務所登録」「管理建築士(一級建築士)」欄について

- (イ) 参加申込者である一級建築士事務所の登録番号、登録年月日及び有効期限を記入すること。
- (ロ) 当該事務所の管理建築士の一級建築士登録番号、登録年月日及び氏名を記入すること。

ハ 【設計事務所】「設計業務実績」欄について

- (イ) 設計業務実績は、一つの施設についての基本設計と実施設計の両方を行った場合を1件とします(一つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は、両方を記載(添付書類共)すること)。
- (ロ) 改修工事(耐震補強工事を含む。)及び模様替工事の設計業務は、今回の設計業務実績とはしません。
- (ハ) 設計業務実績については、当該事務所が委託契約等を締結した設計業務のうち平成18年(2006年)4月1日以降に完了し、引渡が完了した、いずれか2件を記入すること。
- (ニ) 記入上の留意事項については、以下のとおりとします。
 - a 業務委託名称欄には、その設計業務の業務名称を記入すること。
 - b 一つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は、業務委託名称及び履行期間については、上下2段にそれぞれ記入することができる(設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれていない場合は、1段のみの記入で可)。
 - c 工事種別欄には、新築、増築、改築のいずれかを記入すること。
 - d 規模欄には、下記eの用途に供する新築、増築、改築工事に係る部分の床面積(m²)を記入すること。なお、複合用途施設の場合は、下記eの用途の専用部分のみの床面積を記入すること。
 - e 同種・類似の区分欄には、以下の区分のいずれかを記入すること。
 - 同種：家畜保健衛生所法第一条に定める家畜保健衛生所(床面積500m²以上(研究・検査等に係る室を含むものに限る))
 - 〃：食肉衛生検査所整備要綱第一条に定める食肉衛生検査所(床面積500m²以上(研究・検査等に係る室を含むものに限る))
 - 〃：地方衛生研究所設置要綱第一条に定める地方衛生研究所(床面積500m²以上(研究・検査等に係る室を含むものに限る))
 - 〃：人又は動物に係る感染症・防疫に関する研究・検査施設(床面積500m²以上(研究・検査等に係る室を含むものに限る))

類似：生物に関する研究・検査施設又は医療施設（床面積 500 m²以上（容易に移動できない研究・検査機器等を設置する室を含むものに限る））

f 設計業務実績の変更は認められません。

※ 同種業務に該当する可能性のある施設の例

国立感染症研究所，検疫所，検査施設を有する保健所，民間の研究施設，民間の検査施設 等

※ 類似業務に該当する可能性のある施設の例

畜産試験場，農業試験場，植物防疫所，病院，民間の研究施設，民間の検査施設 等

二 【設計チーム】「専門分野の技術資格・CPD単位取得実績」欄について

- (イ) 管理技術者予定者及び各主任担当技術者予定者について，それぞれ氏名及び所属事務所・役職を記入すること。
- (ロ) 「専門分野の技術資格」欄は，管理技術者予定者及び各主任担当技術者予定者について，資格の名称，登録番号及び登録年月日を記入すること。
- (ハ) 「CPD単位取得実績」欄については，以下のとおりとします。
- 建築CPD運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）を構成する各団体が主催した講習会等で参加申込み締切日から過去1年以内に発行されたCPD単位取得証明書等に記載されたCPD（継続能力/職能開発）の単位について記入すること。
 - CPDの単位取得の証明期間の末日は，参加申込み締切日から過去1年以内とする。
 - CPDを取得した団体の名称，当該団体の推奨単位数，当該団体での取得単位数及び当該取得単位数を当該団体の推奨単位数で除した値（%）を記入すること。
 - 推奨単位数は，制度（参加申込者独自の制度及び推奨単位を定めていない制度を除く。）を定めている当該団体が示す値とすること。

ホ 【設計チーム】「設計業務実績」欄について

- (イ) 設計業務実績は，一つの施設についての基本設計と実施設計の両方を行った場合を1件とします（一つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は，両方を記載（添付書類共）すること）。
- (ロ) 改修工事（耐震補強工事を含む。）及び模様替工事の設計業務は，今回の設計業務実績とはしません。
- (ハ) 設計業務実績については，平成18年（2006年）4月1日以降に完了し，引渡が完了した業務についていずれか1件のみを記入すること。
- (ニ) 記入上の留意事項については，以下のとおりとします。
- 記入上の留意事項については，（2）ハに準じる。
 - 立場欄には，設計業務における役割分担における管理技術者，主任技術者，担当技術者等の別を下記の例により記入すること。
 - 管：管理技術者
 - 主：主任技術者
 - 担（総）：担当技術者（総合）
 - 担（構）：担当技術者（構造）
 - 担（電）：担当技術者（電気）
 - 担（機）：担当技術者（機械）

(3) 内容を証明する書類

イ 【設計事務所】事務所登録・資格・実績等を証明する書類について

- (イ) 一級建築士事務所登録欄，管理建築士（一級建築士）欄及び設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類を必ず添付すること。
- (ロ) 記載した内容を証明する書類は，以下のものを参考とすること。
- 一級建築士事務所登録を証明する書類

- ・ 登録通知書等
- a 管理建築士（一級建築士）の資格を証明する書類
 - ・ 一級建築士の免許状その他の証明書の写し
- c 設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類
 - ・ 契約書の写し
 - ・ 当該契約に係る物件の図面（設計概要が判別できる程度のもの） 等

ロ 【設計チーム】資格・CPD単位取得実績・実績等を証明する書類について

- (イ) 資格，CPD単位取得実績及び設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類を必ず添付すること。
- (ロ) 資格及び設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類は，以下のものを参考とすること。
- a 資格欄に記載した内容を証明する書類
 - ・ 各資格の免許状その他の証明書の写し
 - b CPD単位取得実績欄に記載した内容を証明する書類
 - ・ 各団体又は建築CPD運営会議が発行するCPD単位取得証明書等の写し（ホームページ等の画面の印刷は不可とする）
 - c 設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類
 - ・ 契約書の写し
 - ・ 当該契約に係る物件の図面（設計概要が判別できる程度のもの）
 - ・ 建築士法第24条の4に基づく帳簿の写し
 - ・ 管理技術者，主任技術者等の通知書の写し 等

(4) 提出部数 1部

(5) その他

証明書類の内容確認の結果，設計業務実績が記載内容どおりと認められない又は確認できない場合は，その部分の記載を修正又は削除して評価します。

2 技術提案書

(1) 業務実施方針（様式—3）

業務の取組体制，設計チームの特徴，特に重視する設計上の配慮事項（様式—4—1～4—3に記載する内容を除く），その他の業務実施上の配慮事項について記載して下さい。

(2) 課題に対する提案（様式—4—1～4—3）

別添3「仙台家畜保健衛生所改築設計 計画概要書」を基に，実施要項 IV2（3）技術提案を求める評価テーマの課題1～3について提案して下さい。

(3) 提案書作成上の留意事項

提案書の作成には，以下の事項に留意して下さい。

- ① 提案書は，業務実施方針（様式—3）についてA4判縦1枚，課題に対する提案（様式—4—1～4—3）についてA3判横1枚とし，各8部を提出して下さい。
- ② 説明文字の大きさは，10.5ポイント以上の大きさ，図中の文字は8ポイント以上の大きさと作成して下さい。また，各提案には，カラーコピーを用いても構いません。
- ③ 各提案書の用紙右上に幅50mm，高さ20mm以上の余白を設けて下さい。
- ④ 提案は，文章での表現を基本としますが，文章を補完するための必要最小限な視覚的表現は構いません。
- ⑤ 視覚的表現については，具体的な建物の設計ではなく，イメージや模式的な表現として下さい。「参考 視覚的表現のイメージ」を参照して下さい。

- ⑥ 提案書の提出者（「設計チーム」の各構成員が所属する参加申込者以外の事務所，協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名），技術者名，過去に設計した建築物の名称，過去に受注した設計業務の名称等）を記載することは認められません。

仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル

参 加 申 込 書

宮 城 県 知 事
村 井 嘉 浩 殿

標記について、必要書類を添付して参加を申し込みます。

令和 年 月 日

(参加申込者) 住 所 〒

参加申込者名
(代表者名)

印

電 話 番 号

F A X

メールアドレス

設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書

参加申込者名
(代表者名)

印

【設計事務所】

一級建築士事務所登録		管理建築士（一級建築士）		設計業務実績				
登録番号	都道府県 第 号	氏名		業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (床面積)	同種・類似 の区分
登録年月日	H・R 年 月 日	登録番号			H・R 年 月から H・R 年 月まで			
有効期限	H・R 年 月 日	登録年月日	S・H・R 年 月 日		H・R 年 月から H・R 年 月まで			
					H・R 年 月から H・R 年 月まで			
					H・R 年 月から H・R 年 月まで			

【設計チーム】

A 管理技術者予定者

氏名		所属事務所・役職			設計業務実績					
専門分野の技術資格		CPD単位取得実績			業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (床面積)	同種・類似 の区分	立場
資格名称	一級建築士	団体の名称	取得単位数	推奨単位数						
登録番号		取得単位数	推奨単位数	取得単位数 / 推奨単位数		H・R 年 月から H・R 年 月まで				
登録年月日	S・H・R 年 月 日					H・R 年 月から H・R 年 月まで				

G 主任担当技術者（総合）予定者

氏名		所属事務所・役職			設計業務実績					
専門分野の技術資格		CPD単位取得実績			業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (床面積)	同種・類似 の区分	立場
資格名称		団体の名称	取得単位数	推奨単位数						
登録番号		取得単位数	推奨単位数	取得単位数 / 推奨単位数		H・R 年 月から H・R 年 月まで				
登録年月日	S・H・R 年 月 日					H・R 年 月から H・R 年 月まで				

S 主任担当技術者（構造）予定者

氏名		所属事務所・役職			設計業務実績					
専門分野の技術資格		CPD単位取得実績			業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (床面積)	同種・類似 の区分	立場
資格名称		団体の名称	取得単位数	推奨単位数						
登録番号		取得単位数	推奨単位数	取得単位数 / 推奨単位数		H・R 年 月から H・R 年 月まで				
登録年月日	S・H・R 年 月 日					H・R 年 月から H・R 年 月まで				

E 主任担当技術者（電気）予定者

氏名		所属事務所・役職			設計業務実績					
専門分野の技術資格		CPD単位取得実績			業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (床面積)	同種・類似 の区分	立場
資格名称		団体の名称	取得単位数	推奨単位数						
登録番号		取得単位数	推奨単位数	取得単位数 / 推奨単位数		H・R 年 月から H・R 年 月まで				
登録年月日	S・H・R 年 月 日					H・R 年 月から H・R 年 月まで				

M 主任担当技術者（機械）予定者

氏名		所属事務所・役職			設計業務実績					
専門分野の技術資格		CPD単位取得実績			業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (床面積)	同種・類似 の区分	立場
資格名称		団体の名称	取得単位数	推奨単位数						
登録番号		取得単位数	推奨単位数	取得単位数 / 推奨単位数		H・R 年 月から H・R 年 月まで				
登録年月日	S・H・R 年 月 日					H・R 年 月から H・R 年 月まで				

業務実施方針

業務の取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（様式—4—1～4—3に記載する内容を除く）、
その他の業務実施上の配慮事項

課題に対する提案

課題1	仙台家畜保健衛生所の各機能を考慮した建築計画	
(A3判横1枚)		

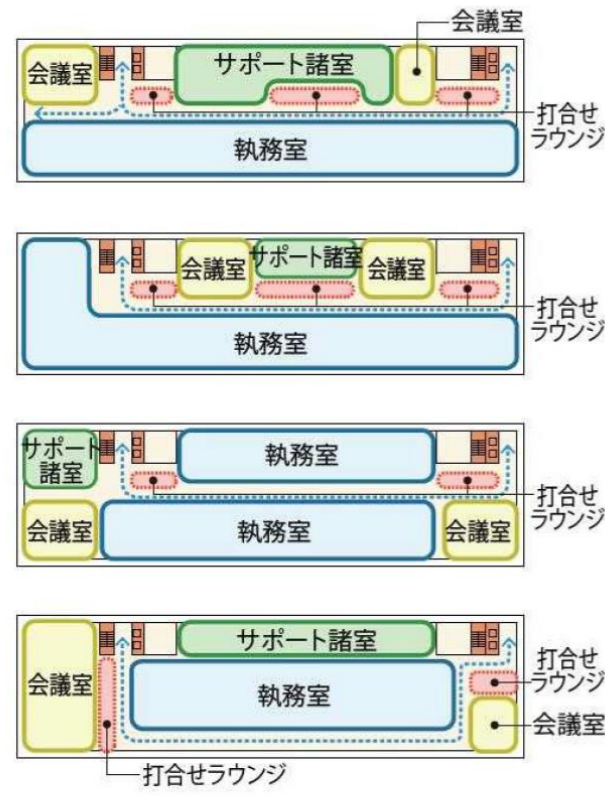
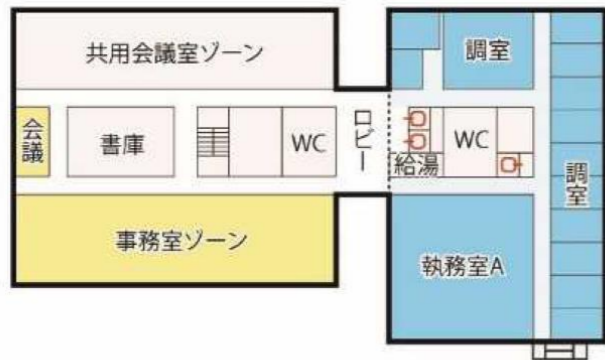
課題に対する提案

課題2	家畜伝染病発生時等の機能性及び安全性を考慮した建築計画	
(A3判横1枚)		

課題に対する提案

課題3	周辺地域に配慮した建築計画	
(A3判横1枚)		

視覚的表現のイメージ

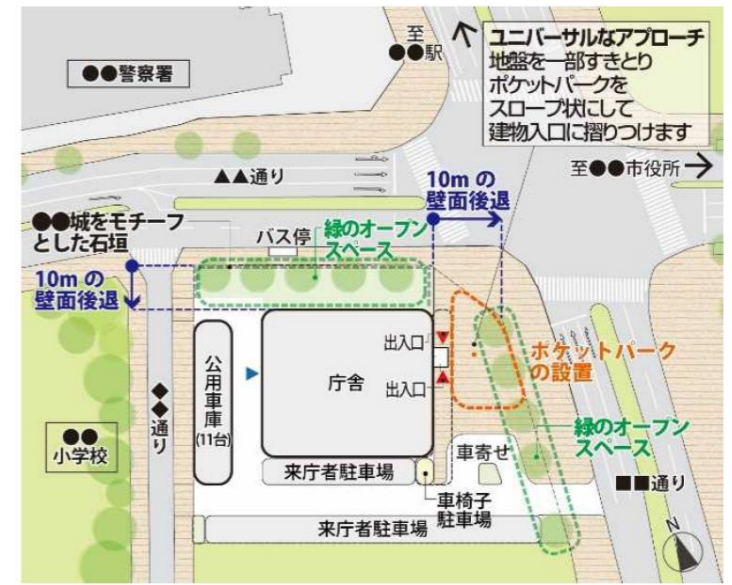


(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。
 必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。



景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。
 建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。
 一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル 評価・選定基準

I 評価・選定方法

評価は2段階で行う。

第1段階では技術力を評価し、提案者を5者程度選定する。

第2段階では技術力及び技術提案を評価し、設計候補者及び次点候補者を選定する。

II 第1段階評価（提案書提出者の選定）

1 評価方法

設計者及び設計事務所の技術力を評価する。

2 評価項目及び配点

評価項目	評価の着目点			配点		
	判断基準		内訳			
(1) 資格<設計者>	専門分野の技術資格			20点	(20%)	
	主任担当技術者	総合	8			
		構造	4			
		電気	4			
機械		4				
(2) 技術力<設計者>	同種業務・類似業務の実績			40点	(40%)	
	管理技術者	総合	12			
		主任担当技術者	総合			10
			構造			6
			電気			6
			機械	6		
	CPD推奨単位取得実績			20点	(20%)	
	管理技術者	総合	6			
		主任担当技術者	総合			5
			構造			3
電気			3			
機械			3			
(3) 技術力<事務所>	同種業務・類似業務の実績			20点	(20%)	
合計点				100点	(100%)	

(1) 資格<設計者>の評価点

次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum (\text{各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \sum (\text{配点} \times \text{技術資格評価係数}) \end{aligned}$$

技術資格評価係数

分担業務分野	業務内容	評価対象技術資格	技術資格評価係数
総合	H31国交省告示98号別添一第1項第1号及び第2号で示される設計の種類における「総合」	一級建築士	1.0
構造	同上「構造」	構造設計一級建築士	1.0
		一級建築士	0.5
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの	建築設備士又は設備設計一級建築士	1.0
		一級建築士	0.5
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの	建築設備士又は設備設計一級建築士	1.0
		一級建築士	0.5

(2) 技術力<設計者>の評価点

① 同種業務・類似業務の実績

次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum (\text{管理技術者及び各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \sum (\text{配点} \times \text{設計者業務実績評価係数}) \end{aligned}$$

$$\text{設計者業務実績評価係数} = \text{㉑ 同種業務・類似業務に係る係数} \times \text{㉒ 携わった立場に係る係数}$$

$$\text{㉑ 同種業務・類似業務に係る係数} = \begin{cases} 1.0 (\text{同種業務}) \\ 0.8 (\text{類似業務}) \end{cases}$$

㉒ 携わった立場に係る係数

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者の立場	1.0	1.0
主任担当技術者の立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.3	0.5

※ 当該実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※ 照査技術者の立場は、評価の対象とならない。

同種業務・類似業務の実績

下記の用途及び規模を満たす新築・改築・増築の基本・実施設計で、平成18年(2006年)4月1日以降に完了し、引渡が完了した業務。

	用途	規模(※)	備考
同種業務	家畜保健衛生所法第一条に定める家畜保健衛生所	床面積500㎡以上	研究・検査等に係る室を含むものに限る
	食肉衛生検査所整備要綱第一条に定める食肉衛生検査所		
	地方衛生研究所設置要綱第一条に定める地方衛生研究所		
	人又は動物に係る感染症・防疫に関する研究・検査施設		
類似業務	生物に関する研究・検査施設又は医療施設	床面積500㎡以上	容易に移動できない研究・検査機器等を設置する室を含むものに限る

※ 面積は建築基準法上の床面積とする。

※ 複合用途施設の場合は、同種業務・類似業務の用途の専用部分のみの床面積とする。

※ 同種業務に該当する可能性のある施設の例

国立感染症研究所、検疫所、検査施設を有する保健所、民間の研究施設、民間の検査施設 等

※ 類似業務に該当する可能性のある施設の例

畜産試験場、農業試験場、植物防疫所、病院、民間の研究施設、民間の検査施設 等

② CPD推奨単位取得実績

次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum (\text{管理技術者及び各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \sum (\text{配点} \times \text{CPD単位取得実績評価係数}) \end{aligned}$$

取得した単位数	CPD単位取得実績評価係数
推奨単位以上	1.0
推奨単位の3/4以上	0.8
推奨単位の1/2以上	0.5
推奨単位の1/4以上	0.3
推奨単位の1/4未満	0

(3) 技術力<事務所>の評価点

次式によって算定する。

$$\text{評価点} = \text{配点} \times \text{事務所業務実績評価係数}$$

事務所業務実績評価係数

類似業務の実績	2件	1件	0件
	同種業務の実績		
2件			1.0
1件		0.9	0.5
0件	0.8	0.4	0

同種業務・類似業務の実績 : (2)に同じ。

3 順位の決定

2によって評価した合計点により順位付けを行い、提案者を5者程度選定する。

III 第2段階評価（設計候補者の選定）

1 評価方法

技術力（第1段階での評価）に加え、業務実施方針及び手法について、業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案を評価する。技術者の能力の直接確認のため、ヒアリングを実施する。

2 評価項目及び配点

評価項目	評価の観点		内訳	配点
	判断基準			
第1段階評価合計点 × 0.2			20点 (20%)	
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲		10	10点 (10%)
	業務内容、業務背景、手続の理解及び積極性			
	業務の実施方針		10	10点 (10%)
	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価			
評価テーマに対する技術提案		20	60点 (60%)	
課題1	各テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。			
課題2				
課題3				
小計			80点 (80%)	
合計			100点 (100%)	

(1) 技術提案の評価点

- 業務実施方針及び手法の各項目について各判定委員が5段階に評価し、次式により総合評価点を算定する。
委員ごとの総合評価点 = $\sum (\text{各項目の評価} \div 5 \times \text{配点}) + \text{第1段階評価合計点} \times 0.2$

(2) 順位点

- ・ 総合評価点の高い者から次表のとおり委員ごとに総合評価点順位を付け、順位点を算定する。

総合評価点順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位以下
順位点	5点	4点	3点	2点	1点	0点

3 設計候補者、次点候補者の選定

- ① 総合評価点順位の1位獲得数がより多い提案者を上位として順位付けを行う。
- ② 最高の順位の提案者を設計候補者として選定し、次の順位の提案者を次点候補者として選定する。
- ③ 設計候補者及び次点候補者の選定において、1位獲得数が同じ提案者が複数いる場合は、各委員の順位点の合計がより高い提案者を上位とする。
- ④ 順位点の合計も同じ場合は、上位順位の獲得数がより多い提案者を上位とする。
- ⑤ ③、④も同じ場合は、総合評価点の合計がより高い提案者を上位とし、それも同じ場合は委員の協議による。

仙台家畜保健衛生所改築設計 計画概要書

I 施設計画・設計条件等

1 業務委託名称

仙台家畜保健衛生所改築設計業務委託

2 建築場所

仙台市宮城野区安養寺三丁目20-51

敷地面積 約4,200㎡

3 施設用途

家畜保健衛生所

平成31年国土交通省告示第98号 別添二

第四号第1類, 第八号第2類, 第一号第1類

4 法規制等

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 都市計画区域等 | 都市計画区域内 市街化区域 |
| (2) 用途地域等 | 第二種中高層住居専用地域 |
| (3) 容積率 | 200% |
| (4) 建ぺい率 | 60% |
| (5) 防火地域等 | 建築基準法第22条第1項指定区域 |
| (6) 高度地区 | 第二種高度地区 |
| (7) 下水道処理 | 区域内 |
| (8) 道路 | 市道 幅員：約6.8m |

5 事業規模（予定）

(1) 新設建築物等

仙台家畜保健衛生所 延べ面積 約1,950㎡

内訳	<table border="0"> <tr> <td>事務・研修棟</td> <td>約 580㎡</td> </tr> <tr> <td>検査棟</td> <td>約 1,080㎡</td> </tr> <tr> <td>解剖棟</td> <td>約 140㎡</td> </tr> <tr> <td>車庫・資材庫</td> <td>約 150㎡</td> </tr> </table>	事務・研修棟	約 580㎡	検査棟	約 1,080㎡	解剖棟	約 140㎡	車庫・資材庫	約 150㎡
		事務・研修棟	約 580㎡						
		検査棟	約 1,080㎡						
		解剖棟	約 140㎡						
車庫・資材庫	約 150㎡								

(2) 解体建築物等

現仙台家畜保健衛生所 延べ面積 約 1,380 m²

内訳	事務棟・検査棟	約 1,200 m ²
	解剖棟	約 50 m ²
	車庫・附属棟	約 130 m ²

(3) 屋外施設等

外構・植栽等

(3) 予定工期

- ・設計 令和5年5月31日まで（予定）
 - ・工事 令和5年3月から令和8年8月まで（予定）
- （別表1参照）

(4) 予定工事費

約13.2億円（税込）

6 整備方針

- ・宮城県仙台家畜保健衛生所移転整備事業に係る基本構想
（宮城県農政部家畜防疫対策室作成（別添資料））

7 留意事項

- ・一般事務業務（事務棟）と検査及び病性鑑定業務（検査棟・解剖棟）が円滑に行える建築計画とすること。
- ・特定家畜伝染病発生時の検体の搬入動線及び病性鑑定等の職員の動線を考慮すること。
- ・病性鑑定用の検体を搬入する家畜運搬車の進入動線（車両消毒装置の通過）を確保すること。
- ・市街地に立地していることから、周辺地域に配慮した建築計画とすること。
- ・建物は、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮すること。
- ・仮設建築物を設置せずに業務の継続が可能な計画とすること。
- ・工事期間中の業務の継続及び安全の確保に配慮すること。
- ・防災機能の強化を図るため、非構造部材の耐震化について考慮すること。
- ・地質調査は、設計業務委託期間中に別途実施する。

Ⅱ 添付資料

- 別表 1 事業スケジュール（予定）
- 別表 2 建築規模一覧，所要室面積表
- 別表 3 解体建築物一覧，解体工作物一覧
- 別図 1 計画敷地位置図
- 別図 2 現況図
- 別図 3 既存施設平面図
- 別添資料 宮城県仙台家畜保健衛生所移転整備事業に係る基本構想

別表 1

事業スケジュール (予定)

	令和3年度 (2021)				令和4年度 (2022)				令和5年度 (2023)				令和6年度 (2024)				令和7年度 (2025)				令和8年度 (2026)				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
家保新築設計		プロポーザル			手続	仙台家保新築設計																			
家保解体設計					手続	仙台家保解体設計																			
車庫解体設計					手続	車庫解体設計																			
地質調査						手続	地質調査																		
車庫解体工事							手続	車庫解体工事																	
事務・研修棟, 検査棟 新築工事									手続	事務・研修棟, 検査棟 新築工事															
電波障害調査												手続	電波障害調査												
家保解体工事														手続	家保解体工事										
車庫・解剖棟 新築工事																	手続	車庫・解剖棟 新築工事							

宮城県仙台家畜保健衛生所 建築規模一覧（目安）

【施設の概要】

NO.	区分	機能
1	事務・研修棟	事務棟1階は職員20名程度の事務室, 2階には研修室(65名規模), 書庫等を配置, インターンシップや新人等の研修受入体制を強化する。
2	検査棟	ウイルス, 細菌, 病理, 生化学の4検査部門を配置し, 検査機器の整備を行う。防疫班の検査室も併設する。
3	解剖棟	成牛等家畜の解剖も実施可能な施設を併設する。

【各施設の規模】

NO.	区分	構造等	設計値	現延べ面積 (m ²)	備考
			新設延べ面積 (m ²)		
1	事務・研修棟	RC構造2階建て	576.00	483.00	<ul style="list-style-type: none"> 職員20名 研修65名規模 1階面積: 288m²
2	検査棟	RC構造2階建て	1,080.00	707.75	<ul style="list-style-type: none"> 各検査室 (ウイルス・細菌・病理・生化学・防疫班) 1階面積(新): 540m² 1階面積(現): 349.85m²
3	解剖棟	RC構造平屋建て	138.00	51.84	<ul style="list-style-type: none"> 大動物対応可
4	車庫・資材庫棟	S構造平屋建て	146.50	130.24	<ul style="list-style-type: none"> 公用車5台 防疫用資材倉庫
合計			1,940.50	1,372.83	

5	駐車場等	駐車場: アスファルト舗装 車両消毒装置	1,050.00	-	<ul style="list-style-type: none"> 仙台家保職員(20台) 来客(30台)
---	------	-------------------------	----------	---	--

宮城県仙台家畜保健衛生所 所要室面積表

別表2

【建物】

建物	階数	室名	設計値		備 考				
			新築 床面積 (m ²)	現状 床面積 (m ²)	用途	収容人数	利用人数	備品等	特殊施設 (工事請負対象)
事務棟	1階事	玄関・外来受付・階段・廊下	63.5	79.6	職員及び来庁者の出入り、許可申請受付等	10	26	(下駄箱)・机・椅子 階段下に男子トイレの一部含む 手すり(障害者用)	—
		執務室	113.0	103.6	執務室	20	20	机・椅子・キャビネット等	—
		所長室	24.0	29.4	兼応接	6	1	机・椅子・ソファ等	—
		事務資材室	12.0	42.0	事務資材収納	2	2	ロッカー	—
		男子トイレ	17.0	18.2	大2・小3、清掃用シンク	5	5	トイレ	—
		女子トイレ	14.5	9.2	大3	3	3	トイレ	—
		多目的トイレ	4.0	—	障害者用	1	1	トイレ	—
		男子更衣室	10.0	15.6	着替え	15	10	ロッカー	—
		女子更衣室	10.0	13.0	着替え	15	7	ロッカー	—
		給湯室	5.0	5.3	給湯等	2	2	流し・冷蔵庫	—
		放射能検査室(前処理室)	10.0	—	検査準備	2	2	実験台	—
		放射能検査室	5.0	—	糞便・牧草検査	1	1	実験台	—
事務棟	1階集計	288.0	315.9						
事務棟	2階事	大会議室	112.0	84.0	会議・研修会	70	70	テーブル・椅子・音響設備	レール稼働式パーティション
		中会議室	22.0	—	会議・研修会	10	10	テーブル・椅子	レール稼働式パーティション
		会議用資材室	10.0	—	会議用資材収納	2	2	整理棚	—
		書庫	30.0	29.3	文書保管	1	1	整理棚	—
		文献資料室	24.0	—	文献保管	1	1	整理棚	—
		小会議室	15.0	—	打合せ	6	6	テーブル・椅子	—
		男子休憩室(和室)	7.5	—	体調不良者休憩・伝染病発生時に仮眠	2	2	—	—
		女子休憩室(和室)	7.5	—	体調不良者休憩・伝染病発生時に仮眠	2	2	—	—
		階段・廊下	60.0	—	—	—	—	手すり(障害者用)	—
事務棟	2階集計	288.0	113.3						
事務棟 集計		576.0	429.2						

宮城県仙台家畜保健衛生所 所要室面積表

別表2

【建物】

建物	階数	室名	設計値		備 考					
			新築 床面積 (m ²)	現状 床面積 (m ²)	用途	収容人数	利用人数	備品等	特殊施設 (工事請負対象)	
検査棟	1階検	玄関・階段・廊下	131.5	34.5	職員が農場立入・検体搬入等の出入口	8	8	下駄箱 階段下に消火施設含む	—	
		防疫検査室1	48.0	36.4	一般検査, 時に職員研修(セミナー実習)	10	10	浄水器・遠心器・冷蔵庫・冷凍庫	実験台	
		防疫検査室2	32.0	—	細菌培養検査, エライザ検査	4	4	オートクレーブ・冷蔵庫	実験台・安全キャビネット	
		洗浄滅菌室	24.0	18.2	器具洗浄等	4	2	洗浄用流し台	実験台	
		薬品資材室	24.0	9.2	検査薬品・検査資材保管	4	—	2 整理棚・薬品庫	—	
		洗濯乾燥室	18.0	3.6	作業服の洗濯・乾燥	—	—	洗濯機と乾燥機2台, 棚, 流し台	—	
		多目的室	24.0	112.0	ミーティング・事例検討	8	6	テーブル・椅子	—	
		男子シャワー室	6.0	—	作業員用	1	1	シャワーユニット	—	
		女子シャワー室	6.0	—	作業員用	1	1	シャワーユニット	—	
		男子トイレ	7.0	17.5	大1, 小1, 清掃用シンク	2	2	トイレ	—	
		女子トイレ	8.0	—	大2	2	2	トイレ	—	
		病理検査室(鏡検室)	20.0	50.0	顕微鏡検査	2	1	—	実験台	
		標本室1(スライド用)	12.0	9.0	スライド標本保管	2	1	整理棚	—	
		切出室	18.0	25.0	ホルマリン臓器切り出し	2	1	—	実験台・7ヶ所フル排気装置	
		包埋室	12.0	—	ホルマリン臓器包埋	2	1	包埋器	実験台	
		薄切室	12.0	—	パラフィンブロック薄切	2	1	マイクローム	実験台	
		染色室	40.0	—	病理標本染色	2	1	冷蔵庫・冷凍庫・自動染色装置	実験台	
		廃棄物保管室	7.0	—	感染性廃棄物保管	—	—	—	—	
		廃液保管室	6.0	—	廃液保管	—	—	—	—	
		BSE検査室	24.0	31.0	BSE検査(前室含む)	2	1	冷蔵庫・オートクレーブ・ 遠心器・恒温槽	実験台・安全キャビネット	
		標本室2・病性鑑定班資材庫(1階)	22.5	—	パラフィンブロック・病理検査・BSE資材保管	—	—	整理棚	—	
		冷凍冷蔵庫(1階)	6.0	—	検査検体, 免疫染色用抗体保管(病理)	—	—	冷凍庫	—	
		ウイルス検査室3	24.0	—	野生いのししCSF/ASF検査用	—	2	1 冷蔵庫・冷凍庫・遠心器・恒温槽	実験台・安全キャビネット	
		ボンベ室	8.0	—	CO ₂ , N ₂ ボンベ収納	—	—	—	CO ₂ ガス, N ₂ ガスの配管	
		検体受渡室	0.0	—	—	—	—	—	—	
		検査棟	1階集計	540.0	346.4					

宮城県仙台家畜保健衛生所 所要室面積表

別表2

【建物】

建物	階数	室名	設計値		備 考				
			新築床面積 (m ²)	現状床面積 (m ²)	用途	収容人数	利用人数	備品等	特殊施設 (工事請負対象)
検査棟	2階検	ウイルス検査室1	40.0	44.2	一般検査	2	2	冷蔵庫・冷凍庫・遠心器・恒温槽	実験台
		ウイルス検査室2 (BSL3)	52.0	18.2	ウイルス分離 (前室含む)	2	2	冷蔵庫・冷凍庫・遠心器・オートクレーブ・クリオスタット・孵卵器	実験台・BSL3
		孵卵室	20.0	-	養育鶏卵培養	1	1	冷蔵庫・冷凍庫・孵卵器	実験台
		遺伝子検査室1 (電気泳動室)	24.0	-	細菌・ウイルス電気泳動	2	2	電気泳動装置	実験台
		遺伝子検査室2 (試薬調整室)	24.0	28.0	同上	2	2	PCR検査器	実験台・安全キャビネット
		細菌検査室1	40.0	56.6	一般検査	2	2	冷蔵庫・冷凍庫・オートクレーブ・遠心器	実験台
		細菌検査室2	40.0	-	細菌分離	2	2	冷蔵庫・冷凍庫・培養器・オートクレーブ・遠心器	実験台・安全キャビネット
		生化学検査室	56.0	55.6	一般検査	1	1	冷蔵庫・冷凍庫・恒温槽・遠心器	実験台
		液クロ検査室	9.0	-	液体クロマトグラフィー検査	1	1	液体クロマトグラフィー	実験台
		ドラフト検査室1	7.5	-	検体灰化	1	1	-	実験台・ドラフトチャンバー
		ドラフト検査室2	7.5	-	検体灰化	1	1	-	実験台・ドラフトチャンバー
		滅菌洗浄室	20.0	-	器具洗浄・滅菌	1	1	乾熱滅菌器・浄水器・オートクレーブ	実験台
		薬品室	16.0	9.2	生化学用薬品収納	-	-	薬品庫	-
		冷蔵冷凍室	40.0	-	細菌・ウイルス資材保管	-	-	冷蔵庫・冷凍庫	-
		病性鑑定班資材室	40.0	112.0	細菌・ウイルス・生化学用検査資材保管	-	-	整理棚	-
		男子トイレ	7.0	-	大1, 小1	2	2	トイレ	-
		女子トイレ	4.0	-	大1	1	1	トイレ	-
		倉庫(2階)	3.5	-	-	-	-	-	-
		階段・廊下	89.5	13.5	-	-	-	-	-
		検査棟	2階集計	540.0	337.3				
検査棟 集計		1080.0	683.6						

宮城県仙台家畜保健衛生所 所要室面積表

別表2

【建物】

建物	階数	室名	設計値		備 考				
			新築 床面積 (m ²)	現状 床面積 (m ²)	用途	収容人数	利用人数	備品等	特殊施設 (工事請負対象)
解剖棟	1階解	前室	6.0	—	靴履き替え	5	5	下駄箱	—
		準備室	13.5	30.0	防護服着衣、簡易検査	5	5	整理棚	—
		洗浄器具保管室	4.5	—	動力噴霧器保管	—	—	動力噴霧器	—
		解剖室	48.0	39.0	大動物対応可	5	5	器具整理棚	流し台・ホイストクレーン
		焼却室	42.0	32.5	解剖検体焼却	—	—	—	無煙無臭焼却炉
		冷凍室	6.0	—	解剖検体凍結	—	—	—	冷凍ユニット
		解剖資材倉庫	6.0	—	解剖台等の保管	—	—	—	—
		発電機室	12.0	—	施設非常用自家発電	—	—	—	自家発電機
		灯油タンク	0.0	—	焼却炉用燃料(灯油)2m×2m:建築面積に含めず	—	—	—	無煙無臭焼却炉に付属
解剖棟 集計			138.0	71.5					
車庫資材棟	1階車	車庫(公用車)	81.3	33.1	5台	—	—	—	—
		防疫資材室	35.8	33.1	防疫班用消毒機器・消毒資材保管	—	—	整理棚	—
		環境整備資材室	13.5	—	除草資材等保管	—	—	整理棚	—
		動物管理室	7.0	8.1	実験動物飼養	—	—	整理棚	—
		接種室	8.8	—	実験動物検査	2	2	—	実験台
車庫資材棟 集計			146.5	74.3					
合計			1,940.50						

【用地活用】

車両消毒装置	1階消	備蓄資材保管庫	50.0	—	畜産運搬車両消毒				車両消毒装置・消毒槽
車両消毒装置計			50.0	—					
駐車場	1階駐	駐車場職員用	400.0	—	職員用20台	20	20	—	—
		駐車場来客用	600.0	—	来客用30台	30	30	—	—
駐車場 集計			1,000.0	—					

解体建築物一覧

【宮城県仙台家畜保健衛生所：建物】

NO.	区分	構造	階数	建築年月	延床面積 (m ²)	備考
1	事務棟	RC	1	昭和47年2月	483.00	
2	検査棟	RC	2	昭和49年6月	707.75	
3	解剖棟	RC	1	昭和47年2月	51.84	
4	車庫	S	1	昭和56年3月	71.70	
5	保冷保管施設	RC	1	昭和59年3月	24.00	
6	渡廊下	S	1	昭和62年3月	7.49	
7	焼却炉上屋	S	1	平成7年3月	17.85	
8	女子便所	S	1	平成9年1月	9.20	
9	倉庫（環境整備資材）	CB	1	-	3.69	
10	倉庫（旧中和槽）	S	1	-	7.44	

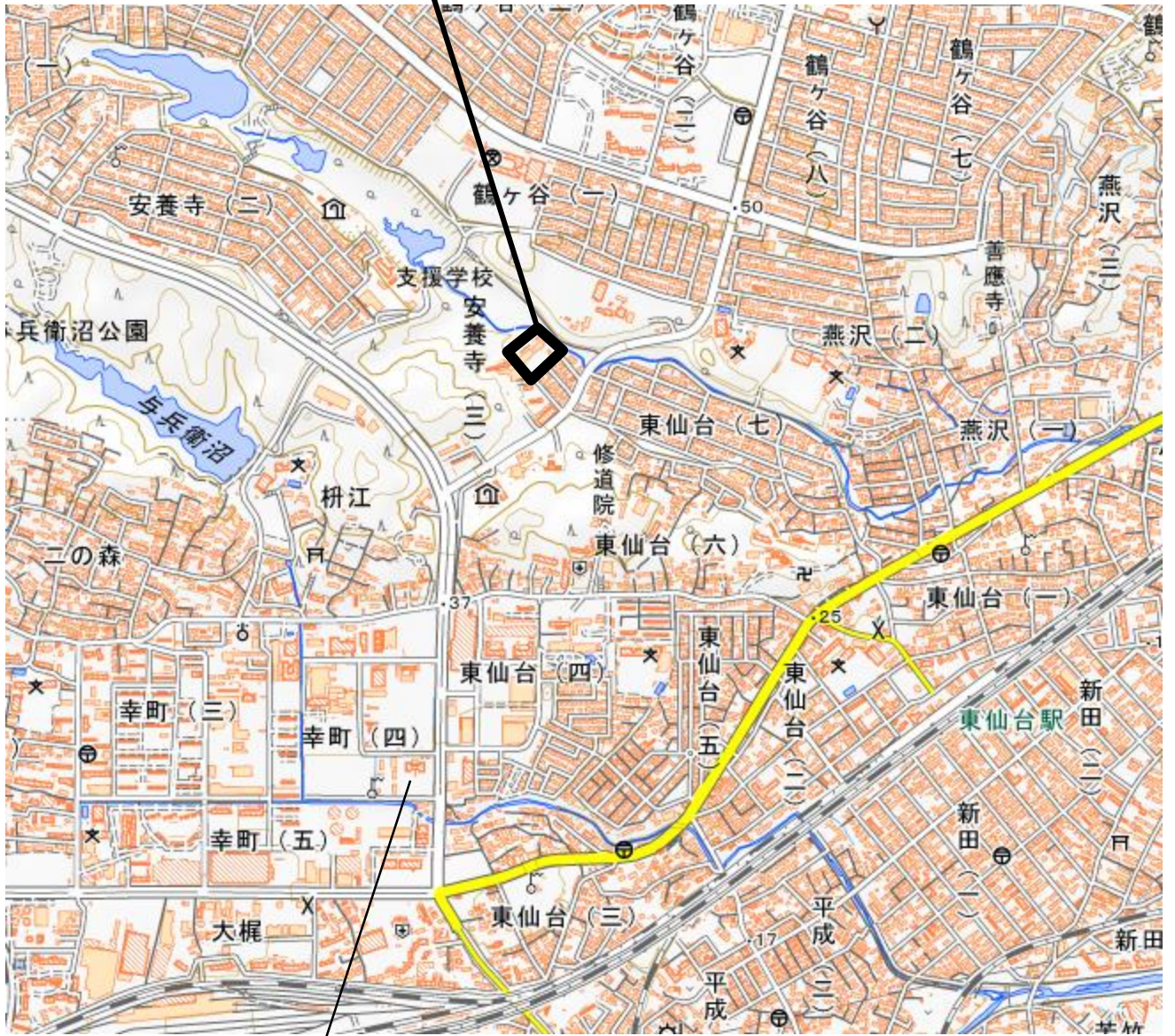
RC：鉄筋コンクリート造， S：鉄骨造， CB：補強コンクリートブロック造

解体工作物一覧

【宮城県仙台家畜保健衛生所：工作物】

NO.	区分	構造	階数	建築年月	数量	備考
1	貯槽	非木造	—	昭和49年8月	1	
2	門	非木造	—	昭和52年12月	1	
3	フェンス	非木造	—	昭和52年12月	1	
4	焼却炉	非木造	—	平成7年3月	1	
5	キュービクル	非木造	—	平成9年3月	1	

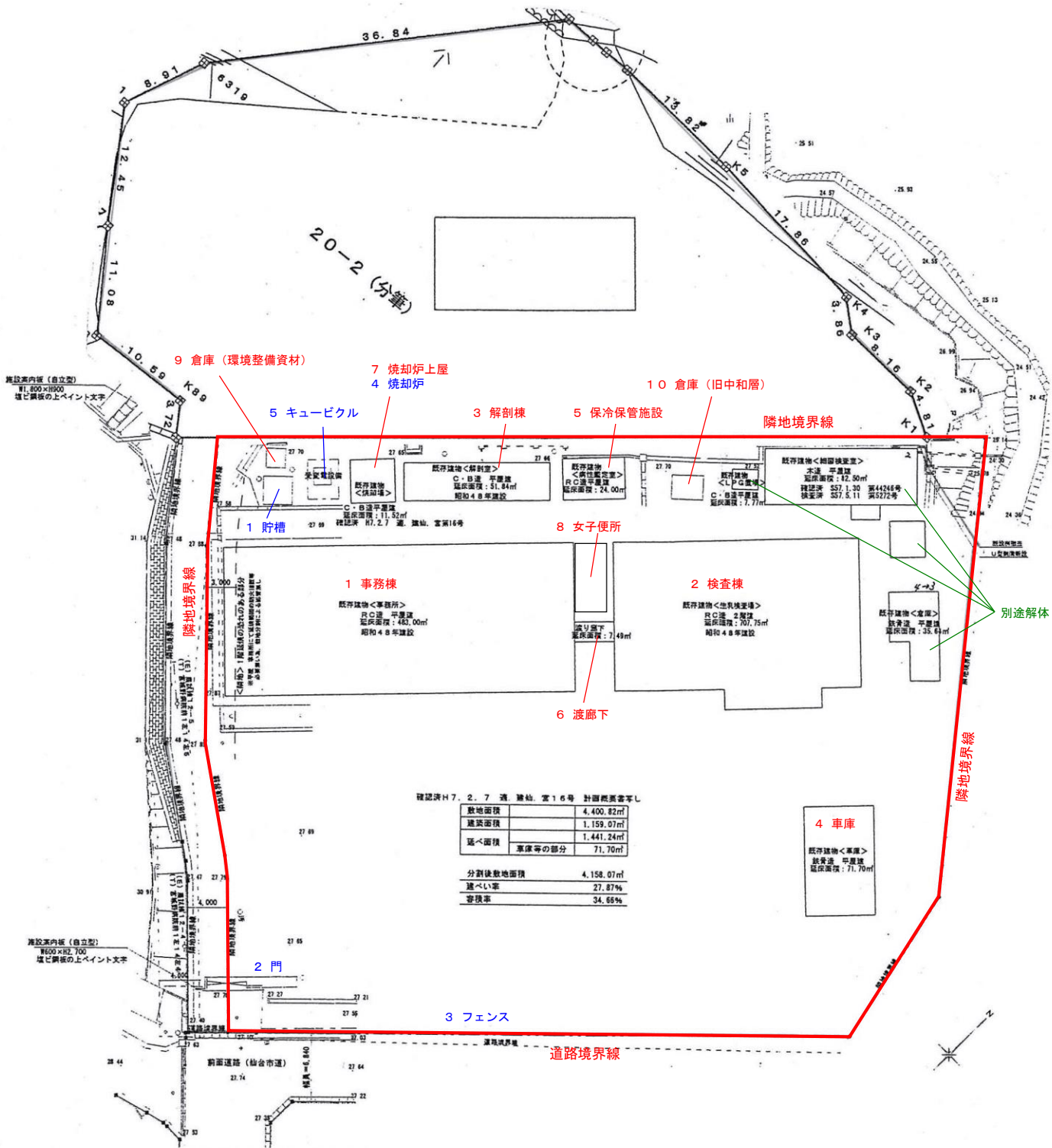
【計画敷地】 仙台家畜保健衛生所
仙台市宮城野区安養寺三丁目20-51



宮城県仙台土木事務所

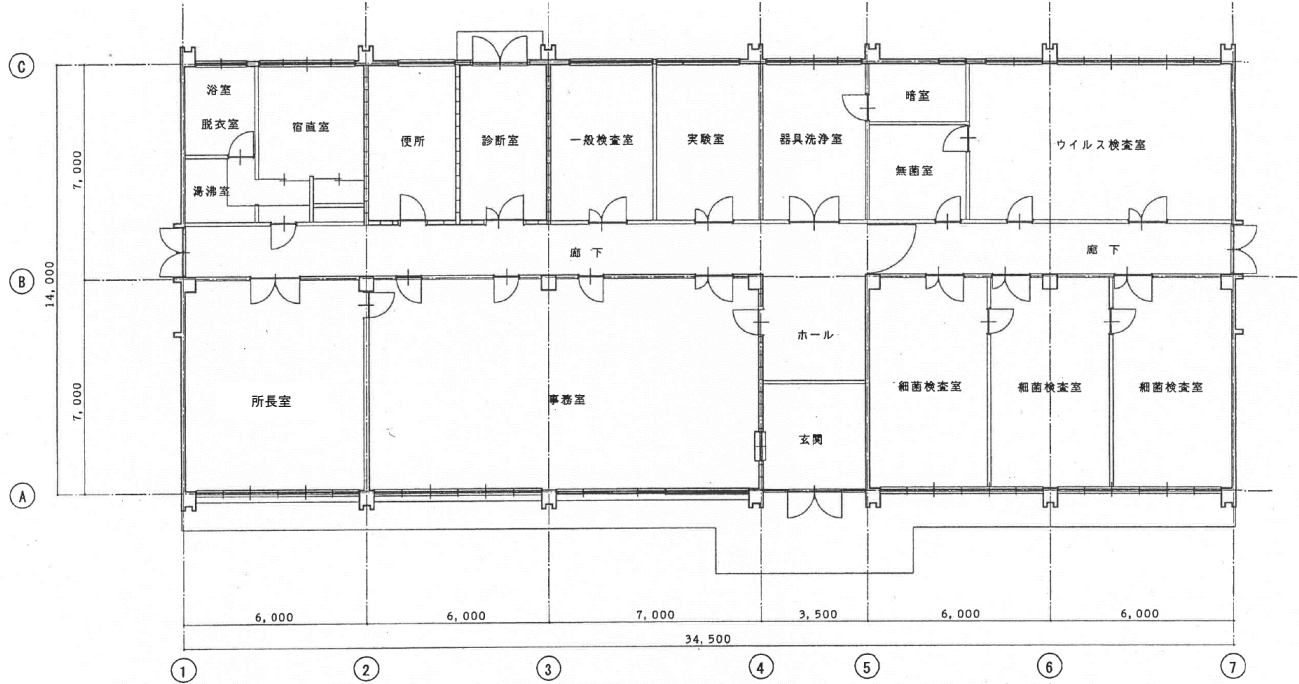
国土地理院地図を加工して作成

現況図



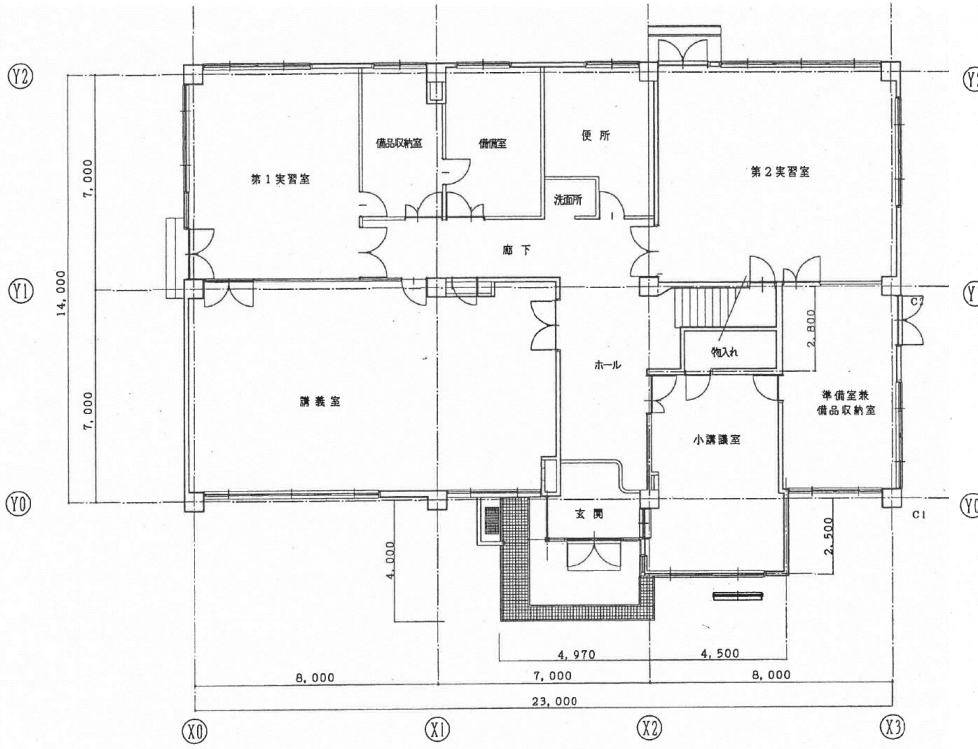
赤：解体建築物
 青：解体工作物
 緑：別途解体

既存事務棟平面図

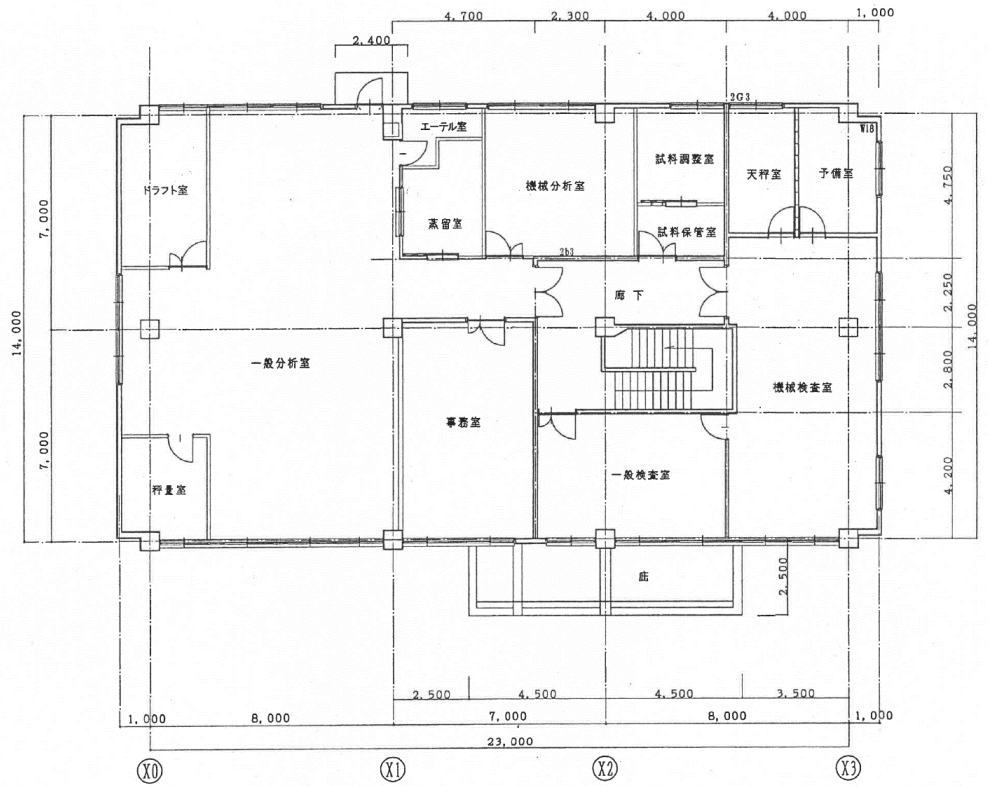


1階平面図

既存検査棟平面図



1階平面図



2階平面図

宮城県仙台家畜保健衛生所移転整備事業
に係る基本構想

令和3年5月

宮城県農政部家畜防疫対策室

目 次

1	基本構想の目的	1
2	施設の位置づけ	1
3	仙台家畜保健衛生所の現状	2
4	計画地の概要	4
	1) 所在地	
	2) 敷地面積	
	3) 敷地の状況	
5	建築のコンセプト	4
	1) 事務棟	
	2) 検査棟	
	3) 解剖棟	
	4) 車庫資材庫	
6	施設整備の基本方針	5
	1) 共通する基本条件	
	2) 事務棟の整備概要	
	3) 検査棟の整備概要	
	4) 解剖棟の整備概要	
	5) 車庫資材庫の整備概要	
	6) 駐車場の整備概要	
	7) その他	
7	建設に当たっての留意事項	7
8	計画方針	7
	1) 整備内容	
	2) 想定施設配置図	
	3) 法的規制等	
9	概算事業費及び財源	8
10	事業スケジュール（予定）	8
11	添付資料	

【資料1】：仙台家畜保健衛生所 計画敷地位置図・イメージ図

1 基本構想の目的

昭和25年地方における家畜衛生の向上を図り、畜産の振興に資することを目的とする「家畜保健衛生所法」が制定され、本県に家畜保健衛生所が設置された。

現在は、大河原、仙台、北部、東部の4家畜保健衛生所（仙台のみ単独庁舎で他は合同庁舎内に所在、関係機関として北部地方振興事務所栗原地域事務所畜産振興部、東部地方振興事務所畜産振興部がある）において、家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する業務、畜産振興に係る業務、家畜の伝染病の予防に関する業務、家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する業務を実施している。

仙台家畜保健衛生所（以下「仙台家保」という。）は、単独庁舎として昭和47年2月に事務棟、昭和49年6月に検査及び研修センター棟が建設され、約50年にわたり業務を継続している。

また、県内において唯一、家畜の疾病に関する原因究明及び畜産物の安全性検査を行う病性鑑定業務を実施していることから、県内4家畜保健衛生所の中核的な役割を果たす「基幹家畜保健衛生所」として位置付けられている。

今回、施設の老朽化等に伴う新築にあたり、病原体を取り扱う施設のため、防疫業務及び病性鑑定業務において区分管理した「検査エリア」で「バイオセーフティ」を確立した施設を建設するものとする。

この基本構想は、これらを実現するための基本的な方向性を示すものであり、今後、設計業務のための基礎となるものである。

2 施設の位置付け

（1）畜産及び家畜衛生情勢に対応した診断施設

近年、畜産経営者の高齢化、担い手不足の影響等により生産基盤は縮小の傾向にある一方で、畜産物の高品質・高付加価値化や飼養規模の拡大を図る畜産農家が進出してきている。このような状況の中で、万が一特定家畜伝染病が発生した場合、疾病のまん延により、畜産農家に甚大な被害が生じる。

現在、国内で発生がみられている豚熱や高病原性鳥インフルエンザの疑いがあった場合、その確定診断に至るまでの病性鑑定を迅速かつ正確に行える環境であること、周辺農場の清浄性確認検査に係る大量の検体処理も円滑に実施できる環境の整った施設であることが条件となる。

（2）病原体の取り扱いに係る検査施設の整備

（イ）特定家畜伝染病

例年のように全国的に発生が認められており、平成29年3月に栗原市で発生した「高病原性鳥インフルエンザ」や平成30年9月に26年ぶりに国内で発生、その後も感染が拡大し、東北では山形県で発生が確認されている「豚熱」など、特定家畜伝染病の病原体を取り扱うバイオセーフティが必須である。

(ロ) 動物由来感染症 (約80種)

結核，炭疽及びブルセラ症等の細菌性疾患，日本脳炎等のウイルス性疾患，真菌性疾患並びに寄生虫疾患等，人と動物の共通感染症の対応も踏まえ，且つ検査に起因する病原体の感染防止や労働安全衛生管理上の見地も加味した検査施設整備を確立する。

(3) 家畜感染症における精度管理体制の確立

国際獣疫事務局 (O I E) が規定する畜産物の輸出要件を満たし，輸出国に対する信頼性確保，輸出に係る家畜衛生条件等の円滑な締結促進体制の確立を支援するため，「家畜疾病診断に係る精度管理」を確立する必要がある。

「家畜保健衛生所法施行令」等の改正に則った精度管理体制を確立し，検査を実施する。

3 仙台家畜保健衛生所における現状

(1) 職員構成及び業務件数

仙台家保は，本県交通の要衝である県中央部の仙台市に位置し，仙台市を含む6市7町1村を管内としている。

令和3年度の仙台家保の組織は，所長1名，総括1名，監視伝染病対策担当1名，指導班3名，防疫班3名，病性鑑定班8名で計17名の職員から構成されている。

○ 指導班

畜産振興業務を主体とし，畜産農家に対する補助事業，畜産指導等を実施している。事務が主体だが，検査用務として東日本大震災の影響による牧草等の放射性物質検査を実施している。

○ 防疫班

家畜伝染病予防法に基づく各種検査，家畜防疫，家畜衛生対策事業を実施している。具体的には，牛，豚，鶏飼養農家に出向き，各疾病のサーベイランスに必要な材料（血液，糞便等）を採取し，帰庁後，検査室で検査を行っている。また，畜産農家で疾病が発生した際は，農家での疫学調査，検査に必要な材料採取，死亡等の家畜を仙台家保病性鑑定班に運搬し，病性鑑定（解剖～精密検査）を行う。その他，動物用医薬品販売業者等に対する薬事業務や獣医療に係る事務を実施している。

○ 病性鑑定班

県内4カ所の家畜保健衛生所防疫班が実施する家畜伝染病予防法に基づく検査，監視伝染病などの原因究明のための病性鑑定（各家保からの検体持ち込みによる解剖等），特定家畜伝染病が発生した場合の診断等を行っている。これらの検査の実施には，「細菌」，「ウイルス」，「病理」，「生化学」の4部門があり，各分野で必要な検査項目について検査している。令和2年度における病性鑑定等の実施件数は，

1,853件14,147頭(羽)となっている。

○ 会議等

仙台家保では、研修室を活用し、畜産振興及び家畜衛生に係る会議及び研修会を約60回実施している。

(2) 特定家畜伝染病」に対応したバイオセーフティーレベル(BSL)の確保

国内では、現仙台家保が建設された昭和時代における伝染性疾病と比較すると、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどの「特定家畜伝染病」が連続しており、一度発生すれば、広範囲のまん延、国内の家畜衛生及び畜産物の安全・安心を脅かす状況が懸念される。

病性鑑定班では、このような疾病の変化に伴い、的確かつ迅速な診断を実施するため、必要とされる高度検査機器の計画的導入、国内唯一の家畜伝染病確定診断機関である「動物衛生研究部門」での専門研修への参加及び家畜衛生関連の診断技術情報の習得に努めており、その情報及び技術は、仙台家保及び畜産課主催の研修会を通じて県内の家畜保健衛生所と情報共有し、検査技術の高位平準化を維持している。

「特定家畜伝染病」が農場密集地域で発生した場合の検査検体数は、概ね高病原性鳥インフルエンザで12,600検体、豚熱で840検体となり、短期間に多数検体を迅速に処理する必要がある。

しかし、検査機器の更新・導入に伴い、従前の検査室では収容しきれず、機器を他の場所に分散配置している状況であり、検査効率が著しく低下している。

さらに、一般職員と病性鑑定班職員との職員の動線が交差している場所があり、病原体のコンタミネーション(交差汚染)による誤診断や外部への拡散汚染が発生するリスクを抱えている。

このことから「事務エリア」と「検査エリア」を交差汚染のないよう区分し、ウイルス検査室や細菌検査室では病原体を外部に拡散させないよう厳重に取扱うバイオセーフティーレベルの確保が必須である。

(3) 解剖・焼却施設

家畜保健衛生所法第3条第2項で定める家保の基準の一つとして、家保は「家畜の伝染病の予防に関する事務を迅速かつ的確に行うために必要な専用の検査室及び専用の病理解剖室を有するものであること」「家畜の死体その他の汚物の処理のため焼却施設を有するものであること」とされている。現在、仙台家保の解剖施設及び焼却炉は「仙台(仙台家保内)」と「大郷(大郷町)」の2カ所に所在している。「仙台」では中小家畜(豚・鶏等)を対象とした病性鑑定、「大郷」では大家畜(牛)を対象とした病性鑑定及び死亡牛のBSE検査を実施している。

特に、県内で豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ(中小家畜)が発生した場合、病性鑑定班が診断結果を迅速に実施する必要があることから、仙台家保に隣接する解剖施設で解剖を行い、検査に必要な材料を採取し、直ちに各検査室において高度な確定診断を行う体制となっている。

※ BSE検査

主として牛を飼養する農家で死亡した96ヶ月齢以上の牛についてBSE（牛海綿状脳症）の検査を行う。検査対象日齢の死亡した牛を家畜死体処理運搬業者が大郷解剖施設へ持ち込み、同所で仙台家保職員が検査に必要な部位を採材、仙台家保に持ち帰り、病性鑑定班が精密検査を実施している。

4 計画地の概要

(1) 所在地

○現仙台家畜保健衛生所
仙台市宮城野区安養寺三丁目20番51号

(2) 敷地面積

○現仙台家畜保健衛生所
20番51号：4,158.07m²

(3) 敷地の状況

○用地はアスファルト敷の平地であり、周囲は住宅及び宮城県女性相談センター、(公社)宮城県獣医師会、裏地は(一社)宮城県畜産協会(県有地借用)に囲まれている。

5 建築のコンセプト

(1) 事務棟

2階建てとし、1階は、事務室で職員20名程度を収用し、指導班、防疫班、病性鑑定班を配置し事務を行う。また、放射能検査室を設置し、東日本大震災に係る畜産物の放射能検査を行う。2階では、大会議室65名程度、中会議室12名程度収容の会議室を設置し、研修会及びインターンシップに係る研修等を行う。

(2) 検査棟

防疫班の一般検査室、病性鑑定班(細菌、ウイルス、病理、生化学)の検査室を設ける。ウイルス検査室には、バイオセーフティーレベル(BSL)3の施設を設置し、病原体の取り扱いを強化する。

「事務棟」と「検査棟」とは別棟とし、区域管理を行い日常業務及び特定家畜伝染病発生時における職員の動線が交差することがないように設計する。

(3) 解剖棟

大中小家畜(成牛、豚、鶏等)等の解剖が可能な施設とする。解剖した家畜の処理は、同施設内に設置する「無煙無臭焼却炉」で処理する。併せて家畜死体を一時保管する冷蔵庫も備える。

BSE検査は、宮城県大郷解剖施設を主として使用するが、死体をつり上げるホイストクレーン等、重機の故障時は、仙台家保解剖棟で実施できるような構造・設備を備える。

- (4) 車庫・資材庫
公用車（乗用車5台）、仙台家保防疫班用の防疫資材を保管する。検査に必要な血液を採血する鶏（約5羽）を飼育するための動物管理室を整備する。
- (5) 駐車場ほか
職員及び外来者計50台程度の駐車場を確保する。
また、病性鑑定のため生体あるいは死体を搬入する家畜運搬車を消毒するための「車両消毒装置」を設置し、一般車両との動線を区別する。

6 施設整備の基本方針

(1) 共通する基本条件

- (イ) 事務棟，検査棟，解剖棟
- 建物の構造はRC造とする。車庫資材庫を含めた敷地内の施設の配置等については、設計業務の中で検討する。【資料1】
 - 各棟は分離し、合築による整備はしない。
 - 事務棟と検査棟とは渡り廊下による動線も考慮する。
 - 事務棟には、多目的トイレを設置する。
- (ロ) 車庫資材庫
- 建物の構造はS造とする。
- (ハ) 駐車場等
- 職員（20台）及び外来者（30台）の計50台程度の駐車を確保する。
 - 病性鑑定用の検体（生体・死体）を運搬する家畜運搬車の動線を確保し、解剖室までの動線の中に「車両消毒装置」を設置、消毒後に解剖室へ搬入する。検体を運搬した後の車両消毒は、別途「動力噴霧機」を用意し、実施する。
 - 基本的に、建物以外の用地はアスファルトで舗装する。
- (ニ) その他
- 外周は、裏地に所在する（一社）宮城県畜産協会への進入道路を除き、フェンスで囲う。
 - 工事に当たっては地域住民への説明を十分に行い、騒音等による生活環境悪化を避けるよう配置を計画し、工事中は防砂ネット、散水等の対応についても配慮する。

(2) 事務棟の整備概要

- (イ) 施設の基本的な機能
- 職員一人一人が職務に専念できる環境、施設、設備を充実させる。
 - 外部からの障害者に対応できるよう、バリアフリーを配慮した施設とする。
 - 来訪者のコミュニケーションに配慮した施設とする。
 - 施設の耐震性や情報通信機能の確保等、防災機能に配慮する。

- 関係団体への施設開放（研修等）を想定した施設とする。

(ロ) 施設の専門的な機能

- セキュリティシステム
- パソコン等のネット回線
- 放射能検査室のエアコン
- 大会議室（2階）の音響設備

(3) 検査棟の整備概要

(イ) 施設の基本的な機能

- 職員一人一人が検査業務に専念できる環境，施設，設備を充実させる。
- 施設の耐震性や情報通信機能の確保等，防災機能に配慮する。
- 衣服や履き物の履き替えによる事務棟への動線が行えるよう，渡り廊下等の設置を考慮する。
- 特定家畜伝染病発生時には，各家保から検体の搬入があるため，病性鑑定班とその他職員との交差汚染を防ぐ動線を確保する。

(ロ) 施設の専門的な機能

- パソコン等のネット回線
- ウイルス検査室におけるバイオセーフティーレベルをBSL3とする。
- 各検査室等において，必要とする特殊設備を設置する。

(4) 解剖棟（焼却室を含む）の整備概要

(イ) 施設の基本的な機能

- 病原体を有する検体（生体・死体）を取り扱う施設のため，周辺に配慮した配置とする。
- 施設内にホイストクレーンを設置するため，家畜運搬車が解剖室内に進入可能な吹き抜け構造とする。
- 解剖室の床と焼却炉の投入口は，解剖後の検体投入がしやすいよう，同じ高さにする。
- 解剖棟は，周囲から見えないようにフェンス等の構造を考慮する。

(ロ) 施設の専門的な機能

- 無煙無臭焼却炉
- 家畜死体をつり上げるホイストクレーン
- 車両消毒装置（家畜運搬車）

(5) 車庫資材庫の整備概要

(イ) 施設の基本的な機能

- 公用車5台を収容する。
- 防疫資材を整理収納できるよう整理棚を設置する。
- 鶏を飼養する動物管理室は，飼料，糞便等の清掃がしやすい素材で換気ができる設備を備える。

- (ロ) 施設の専門的な機能
 - 鶏（5羽）を飼養するケージ

7 建設に当たっての留意事項

今後、基本計画の策定や設計業務を実施するにあたっては、特に以下の内容に留意することが必要である。

- (1) 機能的な施設及び配置
 - 一般事務業務（事務棟）と検査及び病性鑑定業務（検査棟・解剖棟）の区域区分を考慮した施設の配置をとること。
- (2) 検査棟内の動線管理
 - 特定家畜伝染病発生時の検体搬入、病性鑑定班での検査に係る職員の動線管理を考慮すること。
- (3) 家畜運搬車の解剖室への動線管理
 - 病性鑑定用の検体を搬入する家畜運搬車の進入動線（車両消毒装置の通過）を確保すること。また、裏手に所在する（一社）宮城県畜産協会職員の車両の動線を別に確保すること。
- (4) 施設の解体
 - 現仙台家保である施設及び敷地内に所在する（一社）宮城県畜産協会の施設は別途解体する。
- (5) 仮設建築物を設置せずに、業務の継続が可能な計画とすること。

8 計画方針

- (1) 整備内容
 - (イ) 仙台家畜保健衛生所 建替用地・建築案【資料1】
 - (ロ) 仙台家畜保健衛生所 建築規模一覧・所要室面積表
 - (ハ) 仙台家畜保健衛生所 解体建物・工作物一覧
- (2) 法的規制等
 - ・都市計画区域内 市街化区域
 - ・用途区域 第二種中高層住居専用区域
 - ・容積率 200%
 - ・建ぺい率 60%
 - ・高度地区 第2種高度地区
 - ・埋蔵文化財 区域あり
 - ・上下水道，電気，都市ガス
 - ・道路 市道4.0～6.0m

9 概算事業費及び財源

- (1) 事業費 概算（4～5月）による
- (2) 主な財源 宮城県仙台家畜保健衛生所移転整備事業（一般会計，家畜保健衛生費）

10 事業スケジュール（予定）

（1）令和3年度

- プロポーザル方式による設計事業者選定

（2）令和4年度

- 仙台家保新築設計，仙台家保解体設計，仙台家保車庫解体設計

（3）令和5年度

- 仙台家保車庫解体工事

（4）令和5～6年度

- 仙台家保（事務棟・検査棟）新築工事

（5）令和6～7年度

- 仙台家保解体工事

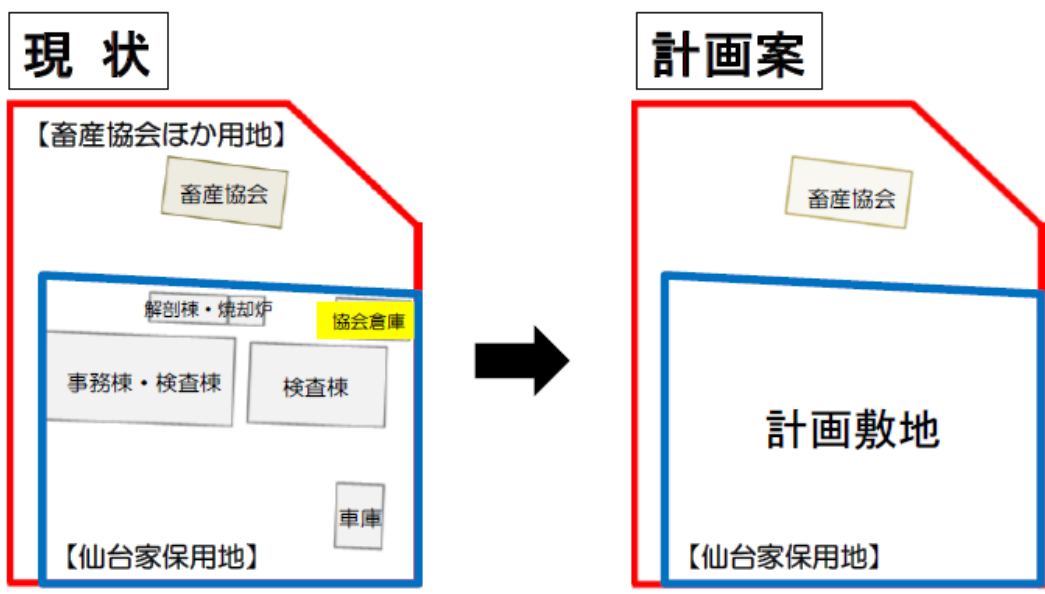
（6）令和7～8年度

- 仙台家保（車庫資材庫・解剖棟）新築工事

計画敷地 位置図

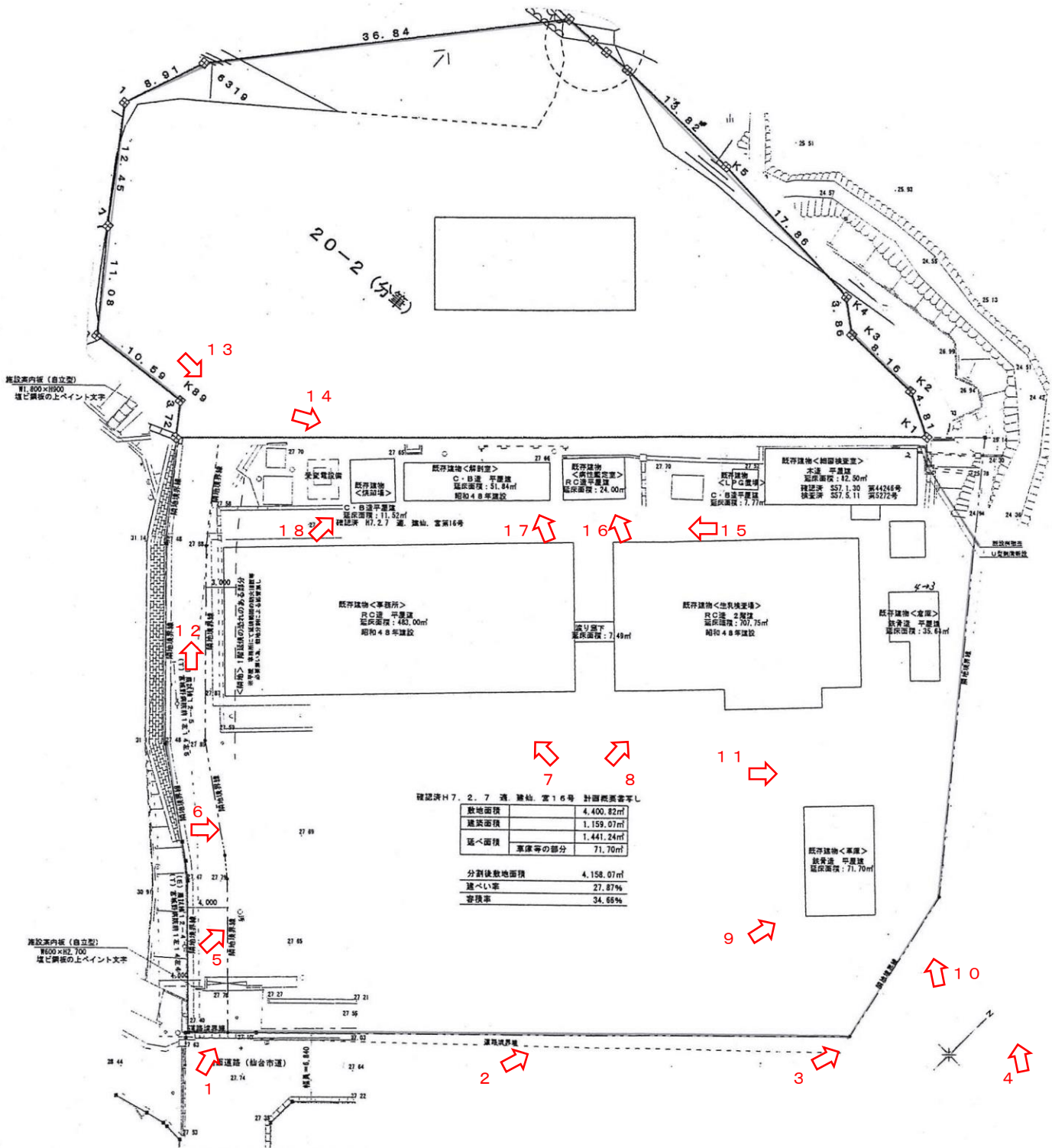


計画敷地 イメージ図



【敷地面積】 4,158.07㎡
【計画概要】 事務棟：576㎡ ， 検査棟：1,080㎡
 解剖棟：138㎡ ， 車庫・資材庫：147㎡

仙台家畜保健衛生所 現況写真位置図





1 正門



2 敷地南側



3 敷地南東側



4 敷地東側



5 正門から敷地全景



6 西側から敷地全景



7 事務棟



8 検査棟



9 車庫



10 車庫裏側



11 車庫西側



12 西端通路



1 3 北西から



1 4 北側境界



1 5 附属棟全景



1 6 保冷保管施設



1 7 解剖棟



1 8 焼却炉

仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 設計業務において、より優れた設計者を公募型プロポーザル(以下、プロポーザルという。)によって選定する場合の検討・審査等を行うため、公募型プロポーザル判定委員会(以下「判定委員会」という。)を設置する。

(判定委員会の所掌事務及び報告義務)

第2条 判定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施要項等の策定に関すること。
 - (2) プロポーザルによる設計者の評価・選定に関すること。
 - (3) プロポーザルに係る提案書類等を審査し、設計候補者を選定すること。
- 2 判定委員会は、前項の選定結果を判定結果報告書により知事に報告する。

(組織)

第3条 判定委員会は判定委員5名をもって構成する。

- 2 判定委員は、別表に掲げる者を充てる。

(任期)

第4条 判定委員の任期は、別に定める。

(会長及び副会長)

第5条 判定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、判定委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、判定委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 判定委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 判定委員会の会議は、判定委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 判定委員会の議事は、出席した判定委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じて、判定委員会の会議に判定委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会長及び副会長が定められていないときは、事務局が会議を開く。

(秘密の保持)

第7条 判定委員は、審査上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第8条 判定委員は、プロポーザルに参加する設計者に対して援助を行ってはならない。

(事務局)

第9条 判定委員会の庶務は、土木部営繕課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

別表（第3条関係）

仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル判定委員会
判定委員名簿

区 分	人 数
学識経験者	1 名
行政（国）	1 名
行政（県）	3 名

**仙台家畜保健衛生所改築設計公募型プロポーザル判定委員会
判定委員名簿**

※凡例：◎会長 ○副会長

※	分野	区分	氏名	所属・役職
◎	建築	学識経験者	いしい さとし 石井 敏	東北工業大学 教授（副学長・建築学部長）
○	建築	行政（国）	きかた こういち 坂田 耕一	国土交通省 東北地方整備局 営繕部 整備課長
	農政	行政（県）	きす とよひろ 金須 豊洋	宮城県 農政部 副部長（技術担当）
	農政	行政（県）	にし きよし 西 清志	宮城県 仙台家畜保健衛生所長
	建築	行政（県）	こいで のぼる 小出 昇	宮城県 土木部 建築宅地課長

敬称略